

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適当なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。	1 契約の概要 本事業は、岐阜関ヶ原古戦場記念館（以下「記念館」という。）において、関ヶ原の戦いや戦国時代をテーマとする集客力・発信力の高い各種展示、イベントを実施し、年間を通じて関ヶ原古戦場及び記念館への誘客を促進すること及び関ヶ原研究会の活動を通して、関ヶ原合戦研究の深化を図るため、情報発信事業を行い、来館者等の関ヶ原合戦への理解を促進することを目的とした業務を委託するもの。 （１）夏季イベント アニメ・マンガ・ゲーム等の人気コンテンツとタイアップし、子どもや親子連れ、女性も楽しめる企画とする。 ・広域観光情報コーナーの展示構成 ・スタンプラリーの開催（戦国関連の観光施設等（記念館を含む）） ・独自提案イベント （２）関ヶ原合戦の日イベント 9月15日の関ヶ原合戦の日に合わせて、武将ファン・歴史ファンが楽しめるイベントを開催する。 ・歴史研究者やタレントを活用した交流イベント ・関ヶ原組と他の地域の武将隊との交流演武 （３）史跡ハイキング 秋季企画展などに関連し、解説者ととも町内の史跡をめぐるハイキングのルートや解説者など （４）冬季イベント 広域観光情報コーナーにおける城郭に関する展示の構成、内容 （５）岐阜関ヶ原古戦場記念館PR推進事業 歴史ファンを中心に、岐阜関ヶ原古戦場記念館への誘客を促進するため、歴史イベント等へPRブースを出展する。 （６）講演会・対談等の開催 関ヶ原研究会情報発信事業に係る講演会、対談等・講演会、シンポジウムの講師、対談の出演者、テーマの選定 （７）寄稿集の作成 関ヶ原研究会情報発信事業に係る冊子の執筆者、構成 2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明 本事業は、関ヶ原の戦いや戦国時代をテーマとする集客力・発信力の高い各種イベントを実施するものであり、実施にあたっては関ヶ原古戦場の魅力及び本県が推進する施策の理解に加え、柔軟な発想やアイデアを有する者に事業を委託する必要がある。また、より効果的かつ効率的な事業実施のためには、単なる価格競争ではなく、企画についての具体的な提案に基づき、事業者の実施能力などを総合的に判断する必要がある。以上のことから、「一般公募型プロポーザル」により広く企画提案を募集し、優秀な提案を行った者を委託事業者として選定する随意契約を行うのが適当である。 3 選んだ特定の相手方が契約相手として適当であることの説明 令和7年3月21日に開催した令和7年度岐阜関ヶ原古戦場記念館イベント企画運営業務委託プロポーザル評価会議の結果、予算の範囲内で、総評価点が基準を満たし、各構成員の順位点の合計が最も高い日本イベント企画株式会社を最優秀提案者とし、契約交渉の相手方として決定した。

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。